

「旭丘高校いじめ防止基本方針」

1. 学校いじめ防止基本方針

平成 25 年 9 月 28 日に施行された、いじめ防止対策推進法第 13 条に「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」の条文があり、すべての学校はいじめ防止基本方針を策定することが義務づけられた。

いじめをきっかけに不登校に陥ってしまう、自らの命を絶ってしまうなどという悲惨な事件も発生している。本校は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、暴力行為の否定を目的に以下の内容からなる「いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人間関係のある者からの悪口、集団での無視、メール等による誹謗中傷・仲間外れ、暴力、脅し等、他の生徒等が行う心理的・物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を持つ。
- ・「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうる」という認識を持つ。
- ・「いじめられた子どもを絶対に守り通す」との意識を持つ。
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- ・いじめの認知は特定の教職員だけでなく全教職員で行い、「学校組織」として対応する。
- ・いじめには多様な形態があることを理解し、生徒をきめ細かく観察するなどして確認する。

例) いじめを受けていても本人が否定するケース、ネットトラブル等

(3) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく「観衆」(はやしたてたり、おもしろがって見ている)・「傍観者」(見て見ないふりをする)等周囲に他の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の状況により、抑止作用にも促進作用にもなる。

3. 本校のいじめ防止指導体制

(1) 日常の指導体制

既存のサポート委員会を「いじめ防止委員会」と兼任する。(これまでも悩みを持つ生徒等を対象としてきているため、活動内容の大きな変更はない)

近年はライン等のネットトラブルが発生するなど、教職員は把握しにくいケースがあるものと

考えられる。また、教育相談件数の増加・複雑化等心の悩みや心身の異常を訴える生徒も増加傾向にある。

このような現状を踏まえ、本校においても「いじめ防止基本方針」により組織的・継続的な指導体制の構築を図る。なお、本校の「いじめ防止基本方針」は実情に応じて適宜見直しを行う。

(2) 緊急時の組織的対応

*別表1「緊急時の対応」を参照

(3) 学校評価

学校評価の評価項目に位置づけ、取組の達成状況を把握し改善にあたる。

4. いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるということを認識し、すべての生徒を対象にいじめを行わせない体制を作り上げる。いじめの未然防止のため、教育活動全体を通して、自己肯定感や規範意識を高める。

(1) 特別活動、HR活動、道徳教育の充実

- ・授業改善への取組
- ・望ましい人間関係の構築
- ・規範意識、帰属意識を高める集団づくり
- ・各教科の中で、人間としての在り方生き方の自覚を促し道徳性を涵養
- ・生徒会によるいじめ防止の啓蒙活動

(2) 教育相談体制の充実

- ・面談の実施（各担任が定期的に個人面談を実施）
- ・部活動の活動状況から生徒の様子を観察
- ・スクールカウンセラー等の活用

(3) 保護者・地域・関係機関との連携

- ・学校公開と情報収集
- ・教育センターにおける教員研修（教職員一人一人がゲートキーパーとしての素養を身に着ける）

(4) ネットパトロール

(5) 悩みやいじめに関するアンケートから気になる生徒を洗い出す（見えにくいいじめへの対応）

*悩みがあっても誰にも相談しないと回答した生徒との面談等

*いじめの件数が0件の場合でも、認知もれがないか改めて確認する。

*必要に応じて無記名等による学校独自のアンケートを実施する。

5. いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい場所や方法で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早期からの確なかわりを持つことで、いじめを隠したり軽視することなく、積極的に認知することが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、常にアンテナを高く掲げて生徒の言動に留意するとともに、いじめのサインを見逃すことなく早期発見・早期対応に努める。

(1) いじめのサイン

*別表2「いじめのサイン」を参照

(2) 緊急時は組織で対応し情報の共有を図る

- ・悩みやいじめに関するアンケート調査の実施⇒担任集計、緊急の場合は管理職へ！
- ・教育相談体制（ケース検討会議の開催）

(3) いじめに関する相談窓口の周知（生徒・保護者）

*別表3「いじめに関する相談窓口」を参照

6. いじめの対応と再発防止

*生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援する。保護者と協力する。

②いじめを行った生徒への指導

いじめは決してゆるさないという毅然とした態度で対応する。保護者に協力を求める。

再発防止のため、ストレスへの対処や自己肯定感・自己有用感を高めるための適切かつ継続的な指導を行う。また、インターネット等に対する迅速な対応も行う必要がある。

いじめに当たると判断した場合には、状況に応じて実効ある指導を行うものとし、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応による対処も可能とする。

③いじめを見ていた生徒に対する指導

全校集会、年次集会等を利用していじめを根絶する態度を行き渡らせる

*保護者への対応

①事実関係をその日のうちに伝える

②いじめの背景を共有し、再発防止への協力を要請する

*関係機関との連携等

①教育委員会への報告

②警察との連携（いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされている場合は直ちに警察に通報する）

③「いじめ防止委員会」からの情報発信と全職員による情報共有・共通理解（校内研修等）

「いじめ防止委員会」には、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等の外部専門家が参加できるものとする。

④保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

⑤医療機関との連携

*事後の取組（再発防止）

①問題が発生した場合、その取組を検証する。

②いじめに対する取組の検証、PDCAサイクルによる評価改善

7. 重大事態への対応

(1) 重大事態とはいじめを受けた生徒の状況によって判断する。

例) 生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、生徒が一定期間連続して欠席している場合等

- (2) 生徒や保護者からいじめが原因で重大事態に至ったという申立てがあった場合は、その時点で早急に重大事態として対応し、報告・調査を行う必要がある。

* 重大事態が発生した場合

札幌市教育委員会を通じて札幌市長に報告

8. いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

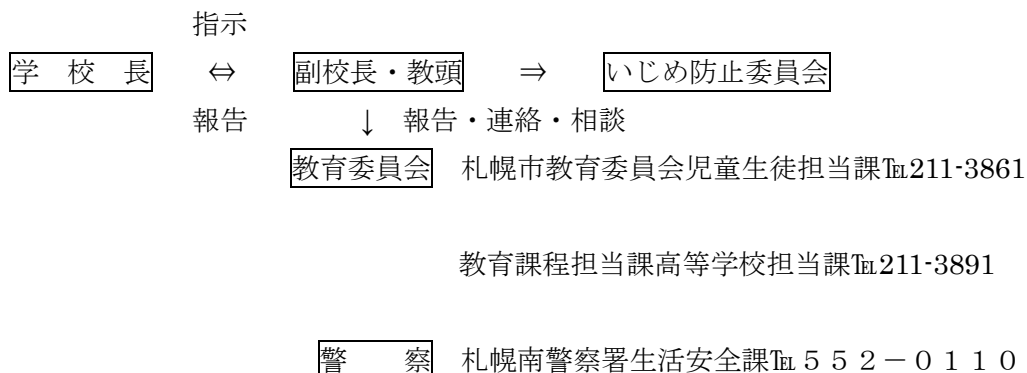
- (1) 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- (2) 被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・ いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。
- ・ いじめの被害生徒がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行うことが大切である。
- ・ 生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

附則「旭丘高校いじめ防止基本方針」は平成27年9月4日より実施する

*別表 1

「緊急時の対応」指示



いじめ防止委員会

構成メンバー

副校長・教頭、保健相談部長、保健相談副部長、養護教諭、
教務部長、生徒部長、年次主任、スクールカウンセラー、該当担任
※必要に応じスクールソーシャルワーカー等の外部専門家が参加できる。

*別表 2

「いじめのサイン」

- *表情や態度：沈んだ表情。口をききたがらない。わざとはしゃぐ。ぼんやりとした状態である。視線を合わせるのを嫌う。
- *服装：シャツやズボンが破れている。ボタンがとれている。服に靴の跡がついている等。
- *身体：顔や身体に傷やあざができています。マジックで身体へのいたずら書き。登校時に身体の不調を訴える。顔がむくんでいる・青白い等。
- *行動：一人であることが多い。急に学習意欲が低下する。忘れ物が多くなる。つかい走りをさせられる。プロレス技を仕掛けられる。
- *持ち物：隠される。いたずら書きされる。必要以上のお金を持っている。
- *周囲の様子：人格を無視したあだ名をつけられる。からかわれる。無視される。発言に爆笑がおきる等。

*別表3

「いじめに関する相談窓口」

【電話での相談窓口】

- ・いじめ電話相談（24時間）0120-127-830
- ・教育相談ダイヤル（24時間）0570-078-310（ナビダイヤル）
- ・いのちの電話（24時間）011-231-4343
- ・子どもアシストセンター0120-66-3783（子ども専用）
011-211-3783（大人用）
- ・札幌市児童相談所011-622-8630
- ・子ども安心ホットライン011-622-0010
- ・子ども人権110番0120-007-110
- ・チャイルドライン0120-99-7777

【メールでの相談窓口】

- ・子どもアシストセンター assist@city.sapporo.jp
-